

◆平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

※それぞれの意見書については、発議の前に「請願」として本会議に上程され、いずれも採択されています。

補正予算

各特別会計の補正予算の要因は決算見込みに伴うものが主な内容です。

◆下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ210万円を追加し、総額2億8,054万円とするものです。

◆簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ540万円を追加し、総額9,092万円とするものです。

◆介護保険特別会計補正予算(第1号)

○介護保険事業勘定

歳入歳出それぞれ399万円を追加し、総額4億3,398万円とするものです。

○介護サービス事業勘定

歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものです。

◆国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ2,561万円を追加し、総額6億476万円とするものです。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものです。

※一般会計補正予算(第1号)の議案は、総務産業常任委員会に付託され、継続審査すべきものと決定しました。



常任委員会の報告

第2回定例会において総務産業常任委員会に付託を受けた案件について、主な審議経過を報告します。

◆空家等対策協議会条例

人口減少社会を迎えた日本の抱える社会問題として空家問題が急速に顕著化する中において、本町における空家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく協議会を設置するための条例を新たに制定するものです。

委員からは、組織の委員は公募をしないのか。町議会議員は法に定めるもの以外は委員となるべきではない。などの意見がありました。



以上、審査の結果、「組織する委員のうち町議会議員を削り公募による者を追加する修正案を当委員会として満場一致で決し」修正可決すべきものと決しました。

◆総合計画審議会条例の改正

総合計画の推進にあたり、より効果的な計画推進体制の構築を図るとともに効率的な審議会運営を目的として、下川町総合計画審議会条例ほか4条例を条建てで改正を行うものです。

主な改正内容は、総合計画審議会条例において委員数を20人以内から24人以内に変更するとともに、各審議会条例において委員の任期の統一化を図るものです。委員からの質問に対し、「本改正によって全ての審議会任期が平成32年3月までに統一することができ、大審議会制に移行することができる。」などの説明がありました。

以上、審査の結果、当委員会として「原案通り可決すべきもの」と決しました。